

## 「一都二県と日立神奈川争議団の代表懇談」確認事項

日立神奈川争議団より提案のあった

1. 統一要求を提出する
2. 統一交渉を行う
3. 解決金は神奈川分とその他の2本建て回答を求める。  
上記三項目を踏まえ、以下の点について検討する。

### 1. 統一要求

すでに提出した要求に神奈川分を追加する。出す名称は今後、論議する。  
提出団体名は別途協議する。

### 2. 統一交渉

関連及び訴外者のバックベイ、解決金を除く部分を統一交渉とする。但し、上記の部分についても、交渉には双方が参加する。訴外者の権利是正及び賃金水増是正について統一交渉を行なうけれども、神奈川は責任を持たない。

### 3. 組織

交渉を統一的に推進する組織をつくる。その組織の構成、名称は別途協議し、決定する。統一交渉団の構成、人選はこの組織で決定する。

以上の点について双方が速やかに検討する。中労委が進行している過程でもあり、なお、検討期間中であっても中労委交渉は進行する。

以上

2000年3月7日 全労連